

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1 | 2号機 | 第2給水加熱器（B）ドレンレベルスイッチ検出元弁点検において、弁箱ガasketシール面に腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 2 | 2号機 | 主タービンバイパス弁グランドリークオフ管逆止弁点検において、弁座シート面に浸食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 3 | 2号機 | 残留熱除去海水系（A）試運転において、ストレーナ差圧計の元弁開閉操作誤りによる指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を修理及び対応検討 | C | |
| 4 | 2号機 | 第4給水加熱器（C）ドレンレベル調整弁点検において、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 校正用ジェットポンプ（1）流量変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 6 | 2号機 | 工専用資材（給水加熱器ドレンベント系弁部品）手配において、型式違いの部品の納入が認められたため、当該部品を交換及び対応検討 | C | |
| 7 | 2号機 | 主タービン油冷却器（A）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、当該チューブに閉止栓施工 | D | |
| 8 | 2号機 | 高圧注水系原子炉注入弁点検において、弁棒に摺動傷が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 9 | 2号機 | 復水器ホットウェル点検において、内部支柱の溶接部に腐食（3箇所）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 10 | 3号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）室ストームドレンサンプ点検において、サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃 | D | |
| 11 | 3号機 | 制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ室換気空調系局所空調機フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換 | D | |
| 12 | 4号機 | 原子炉格納容器内照明用分電盤点検において、漏電しゃ断器の動作不良（CKT-2、15）及び負荷側回路の絶縁抵抗低下（CKT-1）が認められたため、当該しゃ断器を交換及び絶縁抵抗低下回路を修理 | D | |
| 13 | 4号機 | 原子炉格納容器内スペースヒーター用分電盤点検において、漏電しゃ断器の動作不良（CKT-3）が認められたため、当該しゃ断器を交換 | D | |
| 14 | 5号機 | 定期事業者検査（監視機能健全性確認検査）において、検査要領書の記録用紙に検査対象計器の記載漏れが認められたため、当該要領書を訂正し、検査を再開 | C | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 15 | 5号機 | 復水脱塩装置脱塩塔（7）スプレー水入口空気駆動弁等（2台）点検において、弁駆動用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換 | D | |
| 16 | 5号機 | 取水設備スクリーン装置洗浄水渦巻ストレーナ（A系）ドレン弁点検において、当該弁下流側配管ゴムライニング部の一部剥離が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 17 | 5号機 | 復水脱塩装置再生用水ポンプ（B）動作確認（ハンドターニング）において、ポンプ内部に接触と思われる異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |
| 18 | 5号機 | 残留熱除去系（A）原子炉圧力容器注入止弁開閉表示灯用リミットスイッチに動作不良（部品の破損）が認められたため、当該リミットスイッチを修理 | D | |
| 19 | 5号機 | 非常用ガス処理系放射線モニタ記録計のチャンネルAに指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 20 | 5号機 | 高圧復水ポンプ（B）駆動用電動機点検において、負荷側・反負荷側の油切り（下半）に亀裂が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 21 | 5号機 | 屋外軽油移送ポンプ用屋根の雨水排水配管に一部損傷が認められたため、当該配管を修理 | D | |
| 22 | 6号機 | タービン建屋2階換気空調系冷却装置冷水ポンプ（A）駆動用電動機内部に異音（うなり音）が認められたため、当該電動機を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで